理　由

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、保税蔵置場等の許可の特例に係る承認の申請手続、郵便事業株式会社による関税の納付に関する手続等を定めるとともに、許可の特例を受けた保税蔵置場等に係る手数料の軽減等を行う必要があるからである。